

2015 年1月8日

## 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」についての意見

生活協同組合パルシステム山梨  
理事長 白川恵子

私達、生活協同組合パルシステム山梨は、登録 45,000 名を超える組合員により、事業・運動を展開する生活協同組合です。地球温暖化防止や資源循環型の取り組みを行い、再生可能エネルギーについても施設への太陽光発電設置などエコオフィス化を進めてきました。パルシステムグループとしても 2012 年より、エネルギー消費を「減らす」、原子力発電を「止める」、再生可能エネルギーに「切り替える」の実現を目指した「パルシステムのエネルギー政策」を展開しております。

また、私たちは山梨県が掲げる地球温暖化対策「CO<sub>2</sub>ゼロやまなし」に賛同し、エネルギーの地産地消に向けた取り組みを志向するとともに、国内産地との産直のつながりを活かした、再生可能エネルギーの開発・活用にも取り組んでいます。

この度の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案は、需給バランス維持の最終手段として、機動的に出力制御することを可能にする遠隔出力制御システムの導入や、出力制御対象において地域バイオマス発電を優先するなど、評価できる改善点もありました。

しかし、「原発依存度を可能な限り低減する」という「エネルギー基本計画」を逸脱し、既存電力会社が算定した接続可能量をもとにしており、目先の系統への接続回答保留問題の解決の代わりに、全原発の再稼働と、過小な再生可能エネルギー接続可能量を既成事実化する、改正省令案には問題があります。

そもそも民間により再生可能エネルギーの電源導入が進んでいるのに、地域間連携線や送電網増強など、国が電力システム改革に対し、既存電力会社任せであったことが問題の要因と考えます。この改正省令案の内容は、再生可能エネルギー推進全体の評価及び各課題の進行状況と合わせ、検討・起案されるべきものであり、このような対応の仕方自体にも問題があると感じています。

以下、改正省令案についての具体的な意見を提出します。

1. 再生可能エネルギー接続可能量の算定に問題があります。特に原子力発電所の稼働を前提にしている点は看過できません。
2. 500kW未満の太陽光発電・風力発電に対する出力制御の対象拡大、また指定電気事業者制度の対象拡大は、規模による特性等を考慮し、500kW以上と区別し、慎重に行うべきです。また電力会社が不公平な運用を行わないよう、中立公平に外部機関が検証する仕組みが必要です。
3. 住宅用太陽光発電（10kW未満）については、生活者へ直接的に大きな影響を与えかねないため、出力制御等の対象から外すべきです。

以上